八幡浜市公共施設照明LED化業務プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目的として、照明のLED化が進んでいない市内公共施設の既存照明をLED照明へ更新するものである。また、その実施にあたっては、LED照明の計画・調達、交換・配線工事、維持管理等に関して豊富な技術・技能を有する民間事業者から提案を受けることとし、本市にとって最良の提案を選定するために事業者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

八幡浜市公共施設照明LED化業務

(2) 業務内容

本業務は、公共施設の既設照明器具をLED照明器具に更新するにあたり、自ら行った提案を基に、現地調査、施工、維持管理等について、本市と合意した内容で実施するもの。

なお、詳細は別添「八幡浜市公共施設照明 L E D 化業務(令和 6 年度契約分)仕様書」及び「市立八幡浜総合病院照明 L E D 化業務仕様書」のとおりとする。

(3) 対象施設

別表1「対象施設一覧」のとおり

(4) 既存照明器具の種別及び数量 別表2「既存照明器具等一覧」のとおり

(5) 委託期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

「調査・施工:令和7年4月1日から令和8年3月31日 は持管理:令和8年4月1日から令和13年3月31日

- (6) 委託上限額(消費税額及び地方消費税額を含む。)
 - ① グループA 金367, 133, 000円
 - ② グループB 金124, 391, 000円
- ※ グループ内訳は、別表 1 「対象施設一覧」のとおり
- ※ 事業全体で、令和6年度から令和12年度まで(7年間)の債務負担行為を設定している。
- ※ 上記の金額は、契約金額の限度額を示すものであり契約額ではない。また、本プロポーザル実施後から契約締結までの間に市場価格の大幅な変動、消費税及び地方消費税を含めた税制度の変更等があった場合には、その都度、本市との協議により対応を決定する。

- ※ グループAに係る契約は、「八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例(平成17年条例第52号)」に基づき、契約を行うにあたり、市議 会の承認が必要となるが、承認を得られない場合は、契約を行わないことがある。この 場合において、市はいかなる責めも負わない。
- ※ 別表 2「既存照明器具等一覧」は、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないこと から、現地調査及び設計業務等の結果、変更が生じた場合は、上限額の範囲内で対象照 明器具数の変更も可能とする。

(7) 応募方法

応募方法として、施設をA、Bの2つのグループに分け、各グループ別に応募を受け付ける。応募者は、両方、又は、どちらか一方に応募することができる。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 契約者

契約者は下記のとおりとする。

グループA:八幡浜市

グループB:市立八幡浜総合病院

5 市内事業者の積極的な活用

事業者は既設設備の撤去・照明設備等の設置等において、市内事業者を積極的に活用し、 市への経済波及効果に資すること。

6 担当課(書類提出及び問合せ先)

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所市民福祉部生活環境課脱炭素推進室

TEL: 0894-22-3111, FAX: 0894-22-5990

E-mail: kankyou@city. yawatahama. ehime. jp

7 応募条件

(1) 応募要件

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業、グループ又は複数の企業の共同体(以下「グループ等」という。)とする。
- ② グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表事業者を1者選定し、その代表事業者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ③ グループ等で応募する場合は、参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、

各々の役割分担を明確にすること。

④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかわる諸手続及び契約等に係る諸手続 を行うこと。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担する ものとする。

① 統括役割

本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

② 調査役割

現地調査に関する業務を実施する。

③ 施工役割

工事に関する業務を実施する。

④ その他の役割

上記①~③以外の本業務に必要とされる業務を実施する。

※ ①と②~④がそれぞれ異なる企業となる場合は、企業間で適正な契約(覚書等) を締結し本市にその証を1部提出すること。

(3) 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は下記のとおりとし、特に定めが無い限り、構成員すべてが満たすものとする。なお、構成員が以下の項目のうちいずれか1項目でも該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、又は、契約を取り消すことがある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 統括役割を担う者は、本市の令和5・6年度八幡浜市入札参加資格業者名簿に物品・役務で登録されている者であること。
- ③ 統括役割を担う者は、本業務に係る適正な業務主任者を配置できること。(資格及 び専任性は求めない。)
- ④ 本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、八幡浜市入札参加 資格者に係る入札参加停止措置要領(平成24年7月19日要綱第18号)又は八幡 浜市製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成 17年3月28日要綱第63号)による入札参加停止を受けていないこと。
- ⑤ 統括役割を担う者は、愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所等を有していること。
- ⑥ 統括役割を担う者は、平成31年4月以降に国又は地方公共団体の一斉LED化 事業契約実績(リース事業を含む)を2件以上保有する者であること。
- ⑦ 施工役割を担う者は、建設業法に基づく電気工事の特定建設業許可を保有し市内 に本店又は支店若しくは営業所等を構える者を1社以上で構成することとし、また

その者は本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(建設工事)の登録区分が電気工事で、格付がA又はBであること。さらに、同法第26条の規定による電気に係る監理技術者を専任で配置できること。

- ⑧ グループ等は、下請業者や協力事業者の選定についても、市内に主たる事務所(本 店又は支店若しくは営業所等)を有する者(以下「地元企業」という。)を優先する など、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑨ 最終契約金額の50パーセント以上が地元企業の請負業務となることを確約できる者であること。
- ⑩ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による 更生計画認可の決定を受けている者を除く。)。
- ① 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- ① 八幡浜市暴力団排除条例(平成23年八幡浜市条例第37号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8 応募に関する留意事項

- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、本市が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用することはない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

9 参加申込

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり必要な書類を持参又は郵送にて提出する こと。

- (1) 受付期間
 - 令和6年10月21日(月)から令和6年11月20日(水)まで(当日消印有効)
- (2) 提出方法

持参又は郵送

- ※ 持参の場合は平日(土日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。 また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。
- (3) 提出書類
 - 以下の書類を各1部提出すること
 - ①参加申込書兼誓約書【様式第1号】
 - ②グループ構成表【様式第2号】
 - ③配置予定技術者届【様式第3号】(統括及び施工役割が作成すること。)
 - ④会社概要【様式第4号】(すべての構成員が作成すること。)
 - ※ 会社概要がわかる資料(会社案内パンフレット等)を添付(10部)することで、 提出を省略することができる。
 - ⑤主要業務実績書【様式第5号】(統括役割が作成すること。)
 - ⑥商業登記簿謄本(構成員のうち、当市の入札参加資格業者名簿に登録がない者)
 - ※ 現に効力を有する部分の謄本 (履歴事項全部証明書) で受付日前3か月以内に発 行されたもの。(写しでも可とする。)
 - ⑦納税証明書(すべての構成員が提出すること。)
 - ※ 納税証明書その3の3(法人税、消費税及び地方消費税の未納でないことの証明)を提出すること。(いずれも提出日より前3か月以内に発行されたもので、写しでも可とする。)
 - ⑧確約書【様式第6号】(統括役割が作成すること。)
- (4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式第7号】を提出する こと。

10 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書【様式第8号】により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年10月21日(月)から令和6年11月1日(金)まで

- (2) 提出方法
 - 電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法
 - ① 令和6年11月8日(金)までに八幡浜市公式ホームページに掲載する。
 - ② 回答に対する問い合わせ及び意義申し立ては一切受け付けない。
 - ③ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

11 審査書類の提出

本プロポーザルの参加申込者は、「12 提案提出書類・作成要領」に従い、事業提案書

を作成し、持参又は郵送にて提出すること。

(1) 受付期間

令和6年11月21日(木)から令和6年12月11日(水)まで(当日消印有効)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留)

※ 持参の場合は平日(土日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。 また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

12 提案提出書類・作成要領

(1) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 1 0 部 (正本 1 部、副本 9 部)提出すること。また、②~⑦で併せて 2 0 ページ程度を目安とする。(表紙を除く)

- ①提案書提出届【様式第9号】
- ②提案書【任意様式】

事業の実施にあたり、基本的な考えを簡潔に記載すること。提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また電力、電気代削減にかかる事業効果についても記載すること。独自のノウハウや提案があれば記載すること。イラスト・イメージ挿入も可とする。

③主要業務実績書【様式第5号】

「9 参加申込」で作成したものと同じものを添付すること。

④現地調査提案書【任意様式】

照明設備等の設置位置や設備の調査方法、実施方針について記載すること。

⑤使用機器提案書【任意様式】

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。

使用器具については、対象施設の照明設備状況を理解したうえで選定すること。 使用するLED照明の生産体制及び供給体制、ワット数その他エネルギーの消費 状況の評価内容、器具仕様に関する内容説明などについて記載すること。また、調 光制御システム等の採用による消費電力削減について提案があれば記載すること。

⑥施工・廃棄計画書【任意様式】

設置工事の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明器具等の処理方法などに関する内容を記載すること。

また、施工中の品質管理、補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。

⑦維持管理等提案書【任意様式】

維持管理期間中の本設備の維持管理、保守についての提案を明確にし、本設備の

点検や補修などの計画内容を記載すること。器具の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載すること。

⑧見積書【任意様式】

本事業に要する全体の経費について、グループA、Bごとに見積りを行うこと。なお、 内訳については次のア〜ウを参考にすること。また、ア、イについては施設ごとの見積 額を出すこと。

ア 調査に要する経費

- イ 施工に要する経費(材料費、施工費、処分費など)
- ウ 維持管理に要する経費

(2) 作成方法

- ① 原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、A4判以外の用紙を利用する場合は、A4判サイズに合わせて折り込むこと。
- ② 文字サイズは10.5ポイント以上、書体は任意とする。
- ③ 提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること。
- ④ エネルギーに関する換算値において、エネルギーに関する計算、CO2排出係数については、次の換算値で表記すること。
 - · 電気料金単価: 28円/kWh
 - ・年間点灯時間:庁舎、校舎等、図書館、スポーツ施設、病院 3,000時間 体育館、その他 1,500時間
 - CO 2 排出係数: 0.461kg-C02/kWh

13 プレゼンテーションの実施

提出された事業提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和6年12月19日(木)(予定)

(2) 所要時間

1事業提案者あたり30分(提案要旨説明20分、質疑応答10分)

- ※ グループA、Bの両方に応募する場合は、提案要旨説明25分、質疑応答15分 とする。
- (3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、グループ等から5名以内とする。

(4) その他

- ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- イ 詳細については、事業提案者に別途連絡する。
- ウ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて、本市が用意したモニターを使用 することができるが、パソコン等は提案者が用意する。(接続ケーブルは「HDM I」)
- エ Web会議システムを使用する場合がある。

14 審査

(1) 審査方法

提出された審査書類は、市が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) 評価方法

審査委員会はプレゼンテーションの内容及び提出した審査書類の内容を別紙「評価 基準」に基づき、グループA、Bごとに審査する。

- (3) 選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者(以下「優先交渉権者」という。)として選定する。
 - イ 最高得点を挙げた事業提案者が2者以上いる場合は、評価項目の企画提案力の評価点が高い提案者を上位とする。
 - ウ 事業提案者が1者であっても事業提案等の評価を行い、委託業者としての可否を 審査する。
 - エ ア〜ウに関わらず、評価基準の総合点の60パーセント未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した事業提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(6)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

15 審査結果

審査結果は決定後、全ての参加者へ文書で通知するものとし、八幡浜市公式ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者の名称、評価結果(総合点)
- (2) (1)以外の参加者の名称及び評価結果(総合点)
 - ※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

- ※ 参加者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。
- (3) 審査委員の所属及び役職名並びに氏名

16 契約の締結

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に、業務委託契約に係る仮契約(市立八幡浜総合病院については、本契約)を締結することとする。ただし、詳細協議の結果、双方の合意に至らない場合等は、次点候補者に選定された者と交渉を行う場合がある。本市が、業務委託契約に係る本契約の締結について本市の議会の同意を得たときは、当該同意を本市の本契約完結の意思表示とみなし、当該本契約が成立する。なお、優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合は、契約しないことがある。また、当該本契約の締結について本市の議会の同意が得られなかった場合は、当該本契約は不成立となる。

(2) 契約の時期

グループA:令和7年3月下旬頃(予定) グループB:令和7年1月下旬頃(予定)

(3) 契約の概要

実施要領、提案書に基づき、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及 び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者 の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明 記するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は、業務委託契約に係る契約金額のうち、調査・施工業務に係る金額の100分の10以上に相当する額とし、その納付の時期は、契約を締結する時とする。また、契約保証金に代わる担保及び契約保証金の免除については、八幡浜市契約規則第34条及び第35条に定めるとおりとする。

(5) 支払条件

前金払:無

部分払:有(上限額等については、優先交渉権者と協議して定める。)

(6) その他

この業務は、ゼロ債務負担行為に基づく契約であり、業務着手日及び請負代金(部分払金を含む)の請求日は、令和7年度以降とする。

17 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - ① 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務

を遂行すること。

② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議すること。

(2) 本市と事業者との責任分担

① 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天 災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由があ る場合は別途協議を行うものとする。

② 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表3「予想されるリスクと責任分担表」 (以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した うえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、 別途協議のうえ対応するものとする。

18 スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和6年10月21日(月)
参加申込受付期間	令和6年10月21日(月)から 令和6年11月20日(水)まで
審査書類受付期間	令和6年11月21日(木)から
	令和6年12月11日(水)まで
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和6年10月21日(月)から
	令和6年11月 1日(金)まで
実施要領等に関する質問書の回答	令和6年11月 8日(金)予定
審査委員会(プレゼンテーションの実施)	令和6年12月19日(木)予定
審査結果の通知・公表	令和6年12月26日(木)予定

19 その他

- (1) 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこととする。
- (2) 提出された確約書に基づき、調査・施工業務完了後に実績を証明するもの(任意様式) を提出するものとし、実績において、地元企業の請負業務の総額の合計額が最終契約金 額の50パーセントに満たない場合は、最終契約金額の5パーセントに相当する額を

違約金として徴するものとする。

(3) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、八幡浜市市民福祉部生活環境課においてその対応を決定する。